

「九頭竜川流域委員会のあり方について」

答 申（案）

< 目 次 >

はじめに

- ・ 委員会の構成について
- ・ 委員会規約の骨子（案）

参考：流域委員会準備会議の経緯について

- 参考 1 答申策定経過
- 参考 2 九頭竜川流域委員会準備会議規約
- 参考 3 委員の選定について
- 参考 4 流域委員会準備会議資料及び議事録……………（略）
 - ・ 第 1 回流域委員会準備会議資料及び議事録
 - ・ 第 2 回流域委員会準備会議資料及び議事録
 - ・ 第 3 回流域委員会準備会議資料及び議事録
 - ・ 第 4 回流域委員会準備会議資料及び議事録

はじめに

平成 9 年度の河川法の改正に伴い、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となる事項（河川整備基本方針）と、今後20年～30年間の具体的な河川整備内容に関する事項（河川整備計画）を策定することとなり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

これを受けて、国土交通省近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）は、九頭竜川水系の河川整備計画を策定するために、九頭竜川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に九頭竜川流域委員会（以下、「委員会」という。）の設置を画している。

これに先立ちこの委員会の透明性・公平性等を確保するため、局長及び知事は、第三者による「九頭竜川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)を設置し、平成13年7月26日、九頭竜川にふさわしい構成・メンバー等委員会のあり方について準備会議に諮問した。

本答申は、別紙規約に基づいて開催された準備会議において、今後設置される委員会のあり方について慎重に審議した結果である。

近畿地方整備局及び福井県においては、本答申を踏まえ、委員会を設置されたい。

・ 委員会の構成について

- ・ 委員会は、総会のみで構成する。
- ・ 委員会の委員は別表 - 1 の 2 2 名とする。
- ・ なお、必要に応じて部会を設けることとし、部会委員の選定及び部会の運営方針については、委員会の決定に委ねる。

別表 - 1 流域委員会委員

専門分野	人数	氏名	専門分野の細別	備考
治水	4人	池淵 周一	水文学・水資源工学等	
		酒井 與郎	地域の特性に詳しい	一般公募
		角 哲也	ダム工学・水工水理学等	
		福原 輝幸	地下水理学・エネルギー資源工学等	
利水	4人	菊澤 正裕	農業工学	
		清水 賢涼	水道原水	
		中田 忠則	漁業	
		吉田 公一郎	水力発電	
環境	7人	上木 泰男	鳥類	
		岡 敏弘	環境経済学	
		奥村 充司	環境都市工学	
		森下 郁子	河川環境全般	
		山内 フミ子	リサイクル・地域活動	
		米村 輝子	地域の特性に詳しい	一般公募
		渡辺 定路	植物	
人文	7人	上杉 京子	地域活動	
		川上 賢正	法律	
		田中 保士	親水・交流活動等	
		土山 弥一郎	マスコミ	
		中廣 明子	青少年教育	
		藤田 武志	地域の特性に詳しい	一般公募
		三谷 政敏	地域の特性に詳しい	一般公募

敬称略。

分野毎の氏名の降順は、五十音順。

一般公募による委員の専門分野の細別は「地域の特性に詳しい」とした。

・委員会規約の骨子（案）

委員会のあり方について準備会議で審議を行った結果を委員会規約の骨子としてとりまとめた。なお、委員会の運営については、本来委員会で決定するべきものであり、委員会設立後、本骨子を基に規約を決定されたい。

（名称）

- ・本会は、「九頭竜川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。

（設置）

- ・委員会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の第二項の3に規定する趣旨に基づき近畿地方整備局長（以下、「局長」という。）及び福井県知事（以下、「知事」という。）が設置する。

（目的）

- ・委員会は、九頭竜川水系の河川整備計画の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的とする。

(委員会)

- ・ 委員会は、総会のみで構成する。
- ・ 委員会において部会が必要と認めるときは部会を設けることができる。
- ・ 委員会委員は別表 - 1 のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。
- ・ 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するように、局長及び知事に要請することができる。
- ・ 委員会委員の任期は、 1年 2年とし、再任を妨げない。

(委員会つづき)

- ・ 委員会には委員長を置き、委員会委員の互選によりこれを定める。
- ・ 委員長は委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- ・ 委員長は委員会を召集し、開催する。
- ・ 委員会は委員会委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
- ・ 委員会の決定は出席委員の 過半数以上 3分の2以上をもって行う。

(部会)

- ・ 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。
- ・ 部会を設置する場合は、部会運営方針及び規約を委員会において定める。
- ・ 部会委員は、
委員会において選定する。
委員長と委員長が指名する委員から構成する会議により選定する。
流域委員会の意見（部会の数、部会委員数等）を受けて、流域委員会準備会議において選定する。
- ・ 部会委員は、委員会委員と
兼任することができる
兼任することはできない。

（河川管理者）

- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員長の了解を得て、河川管理者の立場で説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。
- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

（委員会の公開）

- ・委員会は、原則公開とし、その公開方針は別紙「委員会の公開方針(案)」によるものとする。

（庶務）

- ・委員会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所調査

第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、委員会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

- ・ 本規約の改正は、出席委員の 過半数以上 3分の2以上の 同意を得てこれを行う。

(雑則)

- ・ 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

委員会の公開方針（案）

委員会の公開方針（案）を以下に示す。これに定めのない事項については、流域委員会で定める。

（１）傍聴対象者

- ・ 原則的に制限しないこととし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきらない場合は先着順とする。
- ・ 傍聴者が入りきらない場合に、会場外でモニター等による傍聴が可能になるよう努める。

(2) 会議開催の案内

- ・ 記者クラブに対する情報提供、福井工事事務所・福井県等のホームページ、及び県や流域市町村の広報紙により行い、有料広告については行わない。
- ・ 流域市町村の広報紙による開催案内については、庶務から市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の市町村の判断に委ねる。

(3) 会議資料等の公開

- ・ 会議資料については、原則的に公開する。
- ・ 議事の詳録の作成は行うが、公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。なお、閲覧を希望された場合には、その希望には応じる。
- ・ 公開する場合の方法については、委員会のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・ 会議資料は、近畿地方整備局や福井県およびこれらの関係機関において、供覧・貸出を行うほか、ホームページを通して閲覧できるようにする。会議資料は、色々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。

(4) 記者会見

- ・ 委員会終了後の記者会見は、行わない。
(ただし、委員長が必要と認めるときは、記者会見を行う。)
- ・ この場合、一般傍聴者も参加できる。

(5) その他

- ・ 一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない。
(なお、発言機会の取扱いについては委員長の判断に委ねる。)

< 参考 1 >

答申策定経過

年 月 日	事 項	主な内容
平成 13 年 7 月 26 日	第 1 回九頭竜川流域委員会準備会議	準備会議の運営方針等
平成 13 年 9 月 25 日	第 2 回九頭竜川流域委員会準備会議	流域委員会委員の選定方針 運営方針等
平成 13 年 10 月 1 日 ~ 10 月 20 日	九頭竜川流域委員会委員公募	
平成 13 年 11 月 6 日	第 3 回九頭竜川流域委員会準備会議	流域委員会委員の選定
平成 13 年 11 月 12 日	第 4 回九頭竜川流域委員会準備会議	流域委員会委員の選定結果 答申内容等(予定)

< 参考 2 >

九頭竜川流域委員会準備会議規約

(名称)

第1条 本会は、「九頭竜川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、国土交通省近畿地方整備局長(以下、「局長」という。)及び福井県知事(以下、「知事」という。)

の共同による諮問を受け、流域委員会のあり方について審議を行い、提言を行うものとする。

(設置)

第3条 準備会議は、局長及び知事が設置する。

(役割)

第4条 準備会議は、流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行う。

またその運営方針及び公開方法について局長及び知事に提言を行う。

(組織等)

第5条 準備会議の委員は別表 - 2 のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。

2 . 委員の任期は1年とする。ただし、答申が任期中に行われた場合においてはその時点をもって任期を終了とする。

(情報公開)

第6条 準備会議の議事内容及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(会議)

第 7 条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 . 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。
- 3 . 議長は準備会議を召集する。
- 4 . 準備会議はその運営に関し、運営方針を定める。

(庶務)

第 8 条 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、準備会議の指示により、以下に示す庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年7月26日から施行する。

別表 - 2 流域委員会準備会議委員

氏名	専門	所属
池淵 周一	水文学・水資源工学	京都大学防災研究所付属水資源研究センター長
川上 賢正	法律	福井弁護士会会長
児嶋 眞平	有機合成化学	福井大学学長
森下 郁子	淡水生物	社団法人淡水生物研究所所長

(五十音順、敬称略)
)

< 参考 3 >

委員の選定について

委員の選定に当たっては、以下の選定方針により行った。

(1) 選定人数

- ・委員の人数は、20人前後とし最大25人程度までとして選定。

(2) 専門分野等

- ・九頭竜川流域の河川に関し学識経験を有する者の候補者リストの状況を踏まえて、治水・利水・環境・人文等の各分野のバランスを考慮して選定。

(3) 専門性

- ・専門分野における研究、教育活動及び地域活動等を行い、その分野に関する知見を有する者を選定。

(4) 九頭竜川との関連性

- ・ 九頭竜川流域の河川について知見を有する者を選定。
- ・ 九頭竜川流域の河川について意見を述べることができる者を選定。

(5) 地域性

- ・ 主に九頭竜川流域及び福井県内に在住する者を選定。
- ・ 広域的（全国的）視野を持ち、かつ九頭竜川に関する知見を有する者を選定。

(6) 公募者の選定割合

- ・ メンバー全体の 5 分の 1 程度の人数を目安に選定。

(7) その他

- ・ 関係省庁との申し合わせ事項に配慮して選定。
- ・ 幅広い年代からの選定や女性の登用についても配慮して選定。